

## 工作許可服務指南（暫行）の通知

2017年4月1日から外国人の就業について分類されるようになって日本人の就業の可否が問われることが多くなってきました。国家外国專家局は各地の外国專家局に向けて工作許可に関する指南書を制定し発布しています。

審査類型 事前審査、事後批准

決定機関 省級地方人民政府などの外国人工作管理部門

### 【申請条件】

#### ①雇用単位の基本条件

合法的に設立され、重大な違法記録がない。

雇用される外国人の職位に特殊な需要があり、国内に適当な人材が少なく且つ国家の関連規定に違反しない職位。

雇用される外国人の給与は、当地の最低賃金の標準を下回らないこと。

#### ②申請人の基本条件

満18歳以上、健康で犯罪記録がない。

国内に確定した雇用単位があり具体的には、専用技能或は相応する知識水準を有する。

業務が我が国の経済社会の発展に必要で国内において不足している專業人員A類（外国ハイレベル人材）

科学者、國際企業家、専門特殊人材等及びポイント（85点）以上の人材  
年齢、學歷と業務經歷の制限を受けない。

B類（外国專業人材）

学士以上の學位と2年以上の関連する業務經歷を有する人材  
年齢は60歳を超えない

C類（その他外国人員）

国内労働市場の需要がある国家政策規定に符合するその他の外国人員

### 【申請資料】

#### ①雇用単位

- ・情報登録表
- ・營業許可証
- ・責任者の身分証明書
- ・行政許可証

## ②外国人来華工作許可（工作期間 90 日以上）の申請

- ・ 外国人来華工作許可申請表
- ・ 工作資歴証明
- ・ 最高学位証書或は関連する批准文書、職業資格証明（認証必要）
- ・ 無犯罪記録証明（認証必要）
- ・ 身体検査証明
- ・ 雇用契約或は任職証明
- ・ パスポート
- ・ 写真
- ・ 随行家族（配偶者、18 歳未満の子女、父母）関連証明資料

## ③外国人工作許可証の申請と取得

- ・ 申請人が所持する査証（Z 或は R）或は有効な居留許可
- ・ 雇用契約
- ・ 身体検査証明

### 【業務フロー】

- ①雇用単位の登録番号、申請人が申請し且つ資料をインターネットで登録する。
- ②予備審査（5 営業日）  
→外国ハイレベル人材（A 類）はインターネット上で受理通知書が発行され、③と④は省略される。
- ③現場で書類申請且つ審査
- ④書類審査合格後に受理通知書を発行
- ⑤書類審査（ハイレベル人材は 5 営業日、その他は 10 営業日）
- ⑥外国人工作許可通知の印刷
- ⑦許可した通知情報を外交部門に通知
- ⑧ Z ビザ或は R ビザの査証情報を外国人来華工作管理部門に通知
- ⑨申請人は入国後 15 日以内にインターネットから工作許可証の申請と書類を提出
- ⑩書類審査（ハイレベル人材は 5 営業日、その他は 10 営業日）
- ⑪外国人工作許可証の交付（取得）
- ⑫許可審査批准の終結
- ⑬許可情報を公安部門に通知し居留等の情報をフィードバックする。